

## 5 宮崎県自然環境保全審議会運営規程

第1条 審議会に次に掲げる部会をおく。

- 一 自然環境部会
- 二 鳥獣部会
- 三 温泉部会
- 四 沿道修景美化部会
- 五 野生動植物部会

2 自然環境部会は、宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例(昭和48年宮崎県条例第14号)及び宮崎県立自然公園条例(昭和36年宮崎県条例第12号)の規定によりその権限に属された事項並びに国立公園及び国定公園(自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号及び第3号に規定するものをいう。以下同じ。)の保護又は利用に関する事項を調査審議する。

3 鳥獣部会は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(大正7年法律第32号)の規定によりその権限に属された事項を調査審議する。

4 温泉部会は、温泉法(昭和23年法律第125号)の規定によりその権限に属された事項を調査審議する。

5 沿道修景美化部会は、宮崎県沿道修景美化条例(昭和44年宮崎県条例第13号)の規定によりその権限に属された事項を調査審議する。

6 野生動植物部会は、野生動植物の保護に関する事項を調査審議する。

第2条 審議会は、次に掲げる事項については、当該部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。ただし、重要又は異例の事項と認められる場合は、この限りでない。

自然環境部会

- 一 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定、指定の解除並びに区域の変更及び拡張
- 二 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更
- 三 保全計画に基づく特別地区及び野生動植物保護地区指定、指定の解除並びに区域の変更及び拡張
- 四 緑地保全樹木の指定及び指定の解除
- 五 県立自然公園の指定及び指定の解除並びに区域の変更
- 六 県立自然公園の公園計画及び公園事業の決定、廃止及び変更
- 七 県立自然公園の公園計画に基づく特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更
- 八 国定公園の公園事業の決定、廃止及び変更
- 九 その他自然環境の保護と創出に関する軽易な事項並びに県立自然公園、国定公園及び国立公園に関する軽易な事項

鳥獣部会

- 一 狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法を定めてその捕獲を禁止し、又は制限すること
- 二 鳥獣保護区の設定、設定の解除並びに区域の変更及び拡張
- 三 特別保護地区の指定、指定の解除並びに区域の変更及び拡張
- 四 その他鳥獣の保護及び狩猟に関する軽易な事項

温泉部会

- 一 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可・不許可の処分に関する事
- 二 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関する事
- 三 温泉採取の制限の処分に関する事
- 四 その他温泉行政に関する事

沿道修景美化部会

- 一 沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木の指定及び解除
- 二 沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区の区域の変更及び拡張
- 三 その他沿道修景美化に関する軽易な事項

野生動植物部会

- 一 野生動植物の保護に関する事項

第3条 審議会は、各部会の調査審議のために必要がある場合は、臨時部会委員を指名することができる。

2 前項の臨時部会委員の指名は、それぞれの部会長が会長の承諾を得て審議会の委員のうちから指名する。

第4条 部会の議事は、審議会の例による

第5条 自然環境部会、鳥獣部会、温泉部会及び野生動植物部会の庶務は宮崎県環境森林部自然環境課において、沿道修景美化部会の庶務は宮崎県土木部道路保全課において、処理する。

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和48年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月9日から施行する。